



## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する緊急事態宣言を受けた対応について

(4月28日更新)

日本製鉄株式会社(以下、日本製鉄)は、新型コロナウイルス感染症への対応について、政府の緊急事態宣言対象地域の全国拡大に伴い4月16日より実施している以下の措置を、5月10日まで継続いたします。

### 1. 対象事業拠点

国内全事業拠点(本社、支社・支店、製鉄所、研究所)

### 2. 対応方針・内容

- (1) 従業員の出勤については事業活動継続に必要な最小限に限定し、テレワーク可能な従業員については、原則、在宅勤務とします。出勤する従業員については混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防対策を徹底します。  
また、製鉄所の生産についても、最大限の感染防止対策を講じたうえで、最小限の従業員にて行っています。
- (2) 会社での面着での会議は禁止とし、必要に応じてWeb会議等のICTツールにて対応します。
- (3) 国内外への出張は、原則禁止とします。(全社で継続中)

日本製鉄は、政府・自治体の方針や行動計画等に基づき、今後もお客さまや従業員等の安全を最優先に感染拡大防止に努めるとともに、適切な事業継続を図ってまいります。

お客さまを始めとする関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先：総務部広報センター 03-6867-2135, 2146, 2977, 3419

以上